

○オンラインで地図証明書の交付を請求することができるのですか？

(情報番号1114 全1頁)

コンピュータシステムにより処理されている地図については、オンライン（インターネット）を利用して登記所に対して交付請求をすることができます。オンラインで請求された地図の証明書は、指定された登記所で受け取る方法又は請求された登記所から送付される方法のいずれかを選択することにより、その選択された方法により交付されます。

オンラインにより地図証明書の交付を請求する方法には、次の2つの方法があります。

いずれの方法であっても、登記・供託オンライン申請システムに申請者情報を登録（初回のみ）する必要があります。

1 かんたん証明書請求を利用して請求する方法

- ① 登記・供託オンライン申請システムのホームページの「かんたん証明書請求」(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/flow/kantan/gaiyo.html>) にアクセスし、登記・供託オンライン申請システムにログインする。
- ② 登記・供託オンライン申請システムの専用入力フォームに、地図証明書を請求するために必要な情報（請求者の住所・氏名、不動産の所在、地番等）を入力し、請求書を作成する。
- ③ 作成した請求書を登記・供託オンライン申請システムに送信する。

2 申請用総合ソフトを利用して請求する方法

- ① 登記・供託オンライン申請システムのホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/download.html>) から、「申請用総合ソフト」をダウンロード（無料）する。
- ② 申請用総合ソフトに用意されている「登記事項／地図・図面証明書送付請求書」の様式を用いて、地図証明書を請求するために必要な情報を入力して請求書を作成する。
- ③ 作成した請求書を登記・供託オンライン申請システムに送信する。

なお、いずれの方法による場合でも、手数料（1筆当たり、500円です。）は同じです（オンラインで請求された地図証明書を請求された登記所からの送付で受け取る場合の手数料には、郵送料も含まれています。）。

請求手続の詳細及び地図のコンピュータ化が完了した登記所については、法務省ホームページ「オンラインによる登記事項証明書等の交付請求（不動産登記関係）について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji73.html>) を御覧ください。